

個人情報保護審議会答申第 139 号の概要

答申第 139 号（諮問第 164 号）

件名	監察官室が作成若しくは保管する報告書、上申書、調査書等の全ての行政文書の不開示決定に関する件		
原処分の内容	<p>不開示決定（令和元年 6 月 4 日）</p> <p>愛知県警察本部長が、「監察官室が作成若しくは保管する報告書、上申書、調査書等の全ての行政文書」の自己情報開示請求について、条例第 17 条第 8 号（行政運営情報）に該当するとして不開示決定をした。</p>		
審査請求の内容	<p>開示を求める審査請求（令和元年 6 月 12 日）</p> <p>愛知県個人情報保護条例第 1 条の目的に反する。調査に監察官個人の利害が関係している。</p>		
答申年月日	令和 2 年 7 月 17 日	諮問年月日	令和元年 8 月 27 日
答申内容	<p><u>一部を開示すべき</u></p> <p>1 本件保有個人情報のうち上申書以外の部分について</p> <p>監察官室が規律違反の疑いがある事案に関する処分の要否、種別、程度等を決定する上で、正確な事実関係を把握する必要があることを踏まえると、調査中の段階で報告や調査の内容を開示することにより、調査対象者がその内容を踏まえた上での対抗策を講じることが可能となり、監察官室の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>また、調査対象者が自己に対する報告や調査の内容を率直に受け止めることは困難であり、これを開示されると、感情的な反発や誤解を招く可能性があることから、報告や調査をする者は、開示されることを意識して適正な記載をすることができなくなるおそれがある。こうした事態になれば、監察官室は処分の要否、種別、程度等を決定するための正確な情報が得られなくなり、ひいては、今後の懲戒処分等の人事管理上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p> <p>2 上申書について</p> <p>これに対して、上申書は、審査請求人が作成したものである以上、当該内容は審査請求人の既に知るところであって、開示することにより、監察官室の調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。</p> <p>3 以上により、上申書以外の部分を不開示としたことは妥当であるが、上申書は開示すべきである。</p>		